

◆計画に関する基本的な事項

- 【根 拠】厚生労働省「工賃向上計画を推進するための基本的な指針」(R6.3.29一部改正)
- 【対 象 期 間】令和6年度～令和8年度
- 【対 象 事 業 所】障害者就労継続支援B型事業所
- 【過去の計画】「宮城県授産施設等工賃倍増5か年計画」(平成19年度策定)[対象:H19～H23年度]
「宮城県工賃向上支援計画」(平成24年度策定)[対象:H24～H26年度]
「第二期宮城県工賃向上支援計画」(平成27年度策定)[対象:H27～H29年度]
「第三期宮城県工賃向上支援計画」(平成30年度策定)[対象:H30～R2年度]
「第四期宮城県工賃向上支援計画」(令和3年度策定)[対象:R3～R5年度]

◆現 状

<平均工賃月額<状況>

- ・前計画のうち令和3年度と令和4年度は、宮城県の平均工賃月額は18,000円台となり、第二期宮城県工賃向上支援計画時と同水準まで回復した。また、令和5年度についても、より実態に則した、1日あたりの平均利用者数を用いた工賃算定方式への変更により、約23,000円まで上昇しており、工賃支払総額についても増加している。

年度	事業所数	工賃支払総額	工賃支払延人数	平均工賃月額	全国平均	全国順位	
R3	285	1,180,109,615円	64,698人	18,240円	16,507円	13位	
R4	299	1,256,592,343円	69,161人	18,169円	17,031円	17位	
年度	事業所数	工賃支払総額	1日あたりの平均利用者数	平均年間開所月数	平均工賃月額	全国平均	全国順位
R5	326	1,376,904,068円	5079.4人	11.8月	22,973円	未発表	未発表
令和3年度～令和5年度の平均					19,794円		

<既存事業者と新規参入事業者の工賃推移>

- ・既存事業者（※令和2年度から令和5年度まで休廃止がなく、継続して平均工賃月額の実績報告があった227事業所）と新規事業者の工賃推移をみると、令和2年度の第四期計画策定当初から運営していた事業所の推移は、ほぼ県全体の平均値と同じような動きを示しており、県全体の平均値を上回る結果となっている。
- ・新規参入事業者の当初年度の工賃額は低い傾向になっている。

既存事業者における平均工賃月額推移

年度	事業所数	平均工賃月額
令和2年度	227	17,465円
令和3年度		18,735円
令和4年度		18,855円
令和5年度		23,855円

令和2年度以降の新規参入事業者の年度ごとの平均工賃月額推移

年度／項目	事業所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
令和2年度参入事業者の推移	21	19,254	15,318	15,998	23,329
令和3年度参入事業者の推移	34		12,023	11,985	18,527
令和4年度参入事業者の推移	28			15,947	19,184
令和5年度参入事業者の推移	30				19,396

◆課 題

(1) 営業活動が弱く、販路拡大に苦慮

職員の人手不足等により、請負業務を得るための営業活動や商品開発に割く時間が制限され、販路拡大に苦慮している

(2) 製品の生産が安定せず、受注先の確保が困難

安定した作業を行う事ができない利用者があるため、一定の生産量を保った商品を供給できず受注先を確保できない

(3) 企業の経営スキルの不足

企業の経営に近い感覚での事業所運営ができていないため、民間企業と競争できない

(4) 福祉的就労とのバランス

利用者の高齢化や体調の不安定さなどにより、就労支援以外に生活支援を必要とする利用者が増加していることから、個々の事業所や利用者の置かれている状況を鑑み、工賃向上と福祉的就労のバランスを保つことが重要

(5) デジタル化への対応

職員の知識・技術及び機器整備費用の不足により、事業所のICT利活用率が低調であり、デジタル化への対応が遅れている

◆目標工賃月額について

<目標工賃月額の基本的方針>

- ・障害者が地域で自立して生活できるようになるためには、地域の最低生活費と同等の収入を得ることが必要。
- ・平均工賃月額は、障害基礎年金（※1）と合わせて、地域の最低生活費（※2）と同等の収入を得ることを目指す。
※1 障害基礎年金額2級の場合：68,000円
※2 宮城県内の最低生活費：110,810円

宮城県が将来的に目指す平均工賃月額 40,000円（≒最低生活費－障害基礎年金額）

<第五期工賃向上支援計画における目標平均工賃月額の設定>

- ・令和6年度から令和8年度までの各年度の目標工賃については、令和5年度の県全体の平均工賃を基準に、第一期計画から第四期計画までの県内の平均工賃の伸び率を考慮し、各事業所が対前年比3%増を目標とし、設定。

工賃向上支援計画実施による各年度の県全体の平均工賃月額			
項 目	金 額	上 昇 額	考 え 方
令和5年度平均工賃月額	22,973円		第一期計画から第 四期計画までの 平均伸び率から対 前年比3%増 (千円未満 四捨五入)
各年度の概ねの平均工賃月額の目安			
令和6年度平均工賃月額	24,000円	1,027円	
令和7年度平均工賃月額	25,000円	1,000円	
令和8年度平均工賃月額	26,000円	1,000円	

第五期工賃向上支援計画における宮城県の令和8年度目標平均工賃月額 26,000円

- ・県が将来的に目指す平均工賃月額40,000円の達成に向け、各事業所を5つのグループに分け、グループごとに事業所の実情に即した方法で段階的に工賃を引き上げます。

平均工賃月額によるグループ分けと設定額の根拠

グループ	平均工賃月額分布	設定額の根拠
A	45,000円以上	就労継続支援B型に係る基本報酬のうち、「平均工賃月額に応じた報酬体系」における最も高い報酬区分である45,000円以上と設定します。
B	45,000円未満 30,000円以上	就労継続支援B型に係る基本報酬のうち、「平均工賃月額に応じた報酬体系」における報酬区分を参考に30,000円以上45,000円未満と設定します。
C	30,000円未満 20,000円以上	就労継続支援B型に係る基本報酬のうち、「平均工賃月額に応じた報酬体系」における報酬区分を参考に20,000円以上30,000円未満と設定します。
D	20,000円未満 10,000円以上	就労継続支援B型に係る基本報酬のうち、「平均工賃月額に応じた報酬体系」における報酬区分を参考に10,000円以上20,000円未満と設定します。
E	10,000円未満	就労継続支援B型に係る基本報酬のうち、「平均工賃月額に応じた報酬体系」における最も低い報酬区分である10,000円未満と設定します。

◆今後の取組

- （1）工賃水準の上昇に向けた相談体制の整備、経営コンサルタント等の派遣
- （2）事業所職員の意識改革やスキルアップを目的とした研修会等の開催
- （3）共同受注の促進と組織の支援
- （4）県内企業・団体による発注体制の構築
- （5）行政機関等からの発注の促進
- （6）ICT活用・デジタル関連分野への進出支援
- （7）農福連携の推進
- （8）市町村及び企業との連携等による支援
- （9）事業所指導における助言・支援等の積極的な関与
- （10）PR活動等の展開による支援